

令和 7 年度第 4 回
三田市都市計画審議会 説明資料
(意見聴取)

令和 8 年 1 月 1 3 日

目次

■兵庫県が決定する都市計画案の全体概要について	1
■（１）阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （阪神間都市計画区域マスタープラン）の見直しについて	5
■（２）阪神間都市計画区域区分の見直しについて	10
■（３）阪神間都市計画都市再開発の方針の変更について	11
■（４）阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について	12
■（５）阪神間都市計画防災街区整備方針の変更について	13
■法定縦覧及び意見募集の結果について	14
■今後の予定について	15
参考 阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る公聴会における 公述人の意見の要旨及びこれに対する県の考え方	16

■ 兵庫県が決定する都市計画案の全体概要について

兵庫県では、概ね5年ごとに下記の「◇ 兵庫県が決定する都市計画」に記載した都市計画の定期的な見直しを行っております。

兵庫県が決定する都市計画の役割について

都市計画法では、都道府県が都市計画決定するものとして、広域的見地から都市計画の方針を定める「都市計画区域マスタープラン」や、市街化区域と市街化調整区域を区分する「区域区分」、市街地の健全な発展等や開発整備を目的とした「都市再開発方針等」が規定されております。

これらの手続きを進める際は、都道府県は関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画決定するものと定められております。

◇ 兵庫県が決定する都市計画

(1) 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(阪神地域都市計画区域マスタープラン) の変更

都市計画法第6条の2に定められたもので、都道府県が、都市の発展や動向、人口・産業の現状と将来の見通しなどを勘案して、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市の方向性を示すものです。市町村都市計画マスタープランは、この方針に即したものとして定められます。

(2) 阪神間都市計画区域区分の変更

都市計画法第7条に基づき、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図るため、すでに市街化を形成している地域である「市街化区域」と、市街地の拡大による環境悪化の防止や、農林漁業との健全な調和等を目的とする「市街化調整区域」に区分する制度で、地域の実情の即した都市を形成していくうえで根幹となる都市計画です。

(3) 阪神間都市計画都市再開発の方針の変更

都市計画法及び都市再開発法に定められたもので、市街地再開発事業などの計画的な再開発の必要がある市街地の方針を長期的かつ総合的に示したものです。

(4) 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更

都市計画法及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に定められたもので、良好な住宅、住宅地の開発整備を図るための方針を長期的かつ総合的に示したものです。

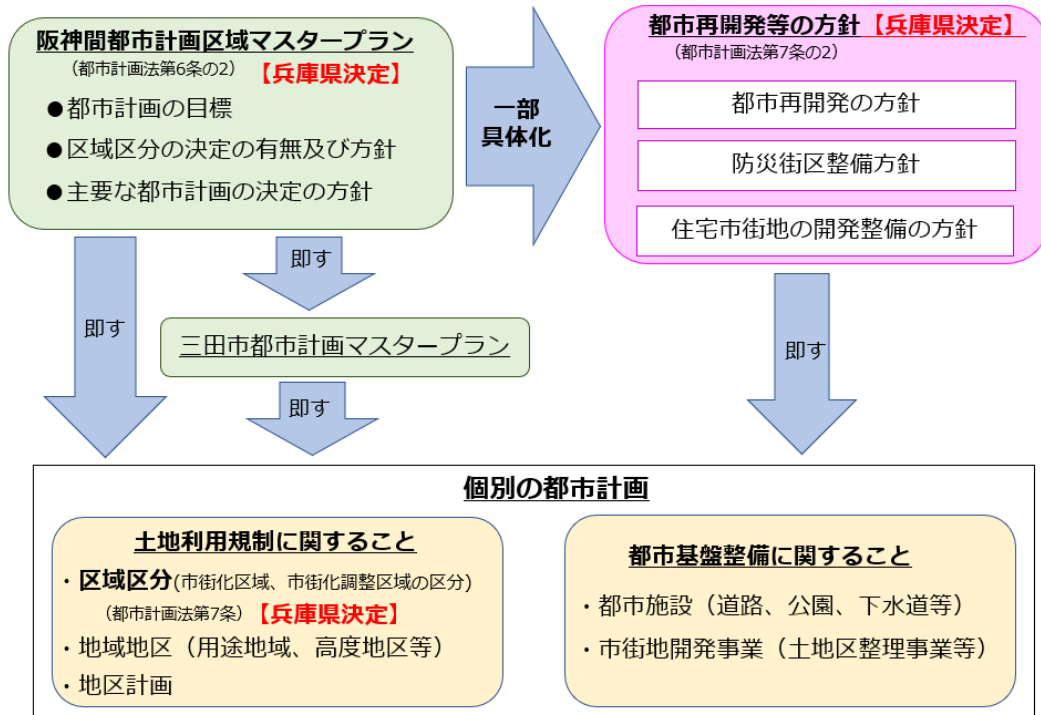
(5) 阪神間都市計画防災街区整備方針の変更

都市計画法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に定められたもので、老朽化した木造建物の密集市街地における防災機能を確保するための方針を長期的かつ総合的に示したものです。

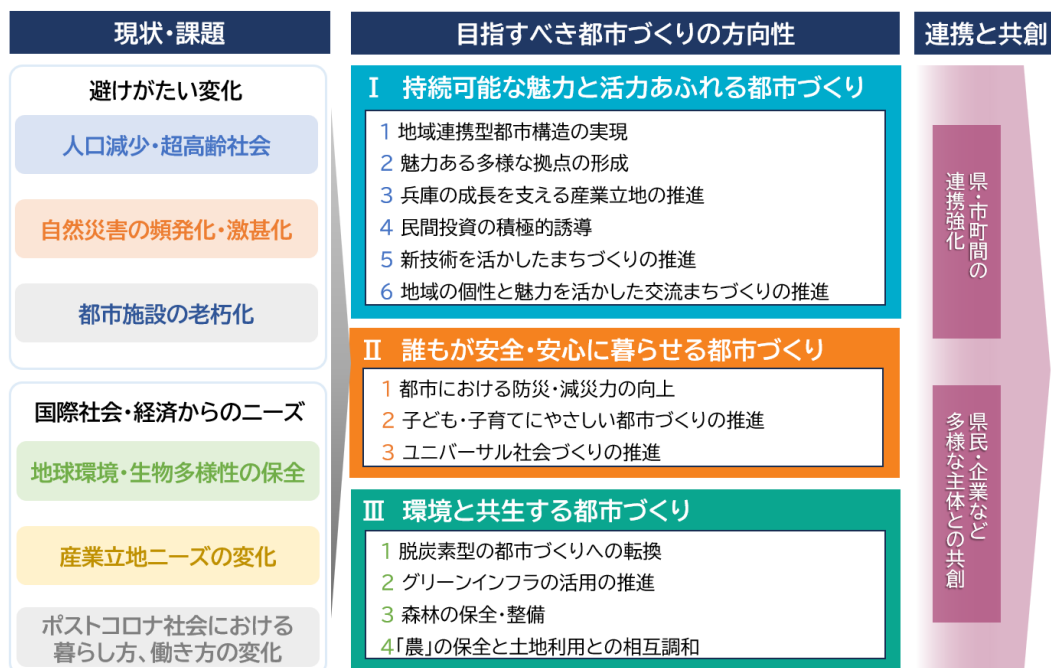
※ それぞれに兵庫県が作成した計画書及び理由書等を資料1『兵庫県が決定する都市計画(案)』に添付しております。

都市計画法第6条の2に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、第7条に「区域区分」、第7条の2に「都市再開発方針等」として、それぞれ規定されており、相互にかつ密接に関連しています。

また、都道府県が都市計画決定する都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即し、市町村は都市計画マスタープランを定めることとされており、これらのマスタープランの内容に基づいて、個別具体の都市計画を定められます。



そして、これらの見直しは、令和5年12月に兵庫県が兵庫県都市計画審議会の議を経て決定した「都市計画区域マスタープラン見直し基本方針」に基づき、取り組まれています。



三田市では、その基本方針に基づき、令和6年12月には、都市再開発方針及び防災街区整備方針の市素案の閲覧と意見書の受付を行い、住民意見を反映する機会を設けた上で、市素案を作成し、県に提出しております。また、兵庫県におきましても、各市の素案をとりまとめ、県の素案を作成し、令和7年6月に県素案の閲覧と意見書の受付、説明会及び公聴会を行い、あらためて、住民意見を反映する機会を設けた上で、本案としております。

なお、県の基本方針や市素案につきましては、それぞれ、令和6年1月、令和6年7月、令和6年11月、令和7年1月に開催した三田市都市計画審議会において、その概要や考え方についてご報告させていただいております。

※これまでの手続きにつきましては、15ページの「都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る手続きの経緯」も併せてご参照ください。

【参考】都市計画法（抜粋）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

- 2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
 - 二 都市計画の目標
 - 三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 3 都市計画区域について定められる都市計画（第11条第1項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（区域区分）

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
- ロ 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域
- ニ 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの
 - 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。
 - 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

（都市再開発方針等）

第7条の2 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針（以下「都市再開発方針等」という。）を定めることができる。

- 一 都市再開発法第2条の3第1項又は第2項の規定による都市再開発の方針
- 二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定による住宅市街地の開発整備の方針
- 三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第30条の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針
- 四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定による防災街区整備方針
- 2 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。）は、都市再開発方針等に即したものでなければならない。

■ 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

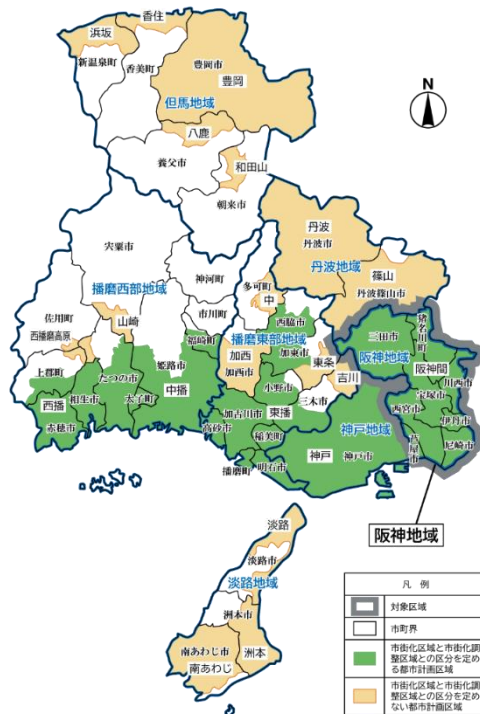
(阪神地域都市計画区域マスタープラン) の見直しについて

資料1『(1) 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (阪神間都市計画区域マスタープラン) の見直しについて (1 ページ)』を参照ください。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域に定める都市計画とされていますが、兵庫県では、神戸市を除いた広域的な圏域の設定により、6つの地域に区分し、それぞれの都市計画区域を対象として策定しています。

阪神間都市計画区域は、阪神地域 (尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町)を対象とした「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」をもって、「阪神地域都市計画区域マスタープラン」としております。

構成については、「1 基本的事項」と「2 阪神地域の都市計画の目標等」の2部構成となっています。



第1 基本的事項	第2 阪神地域の都市計画の目標等
<ol style="list-style-type: none"> 1 役割 2 対象区域 3 目標年次 4 地域の概況 <ol style="list-style-type: none"> (1)地勢 (2)土地利用 (3)人口・世帯数 (4)交通 	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の目標 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の魅力・強み (2) 地域の課題 (3) 目指すべき都市構造 (4) 都市づくりの重点テーマ 2 区域区分の決定の有無及び方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区域区分の決定の有無 (2) 区域区分の方針 3 都市づくりに関する方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地利用に関する方針 (2) 都市施設に関する方針 (3) 市街地整備に関する方針 (4) 防災に関する方針 (5) 環境共生に関する方針 (6) 景観形成に関する方針 (7) 地域の活性化に関する方針
	参考図

都市計画区域マスタープランの構成

第1 基本的事項

阪神地域の将来像の実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示し、市町村の都市計画に関する基本的な方針の指針となる役割を担っています。

対象区域は、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の7市1町です。

目標年次は、25年後の令和32年の都市の姿を展望しつつ、5年後の令和12年に設定されています。

第2 阪神地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の魅力・強み

- ・ 空港アクセス、鉄道、高速道路などの充実した交通網が発達していること。
- ・ 大阪や神戸への通勤利便性、高等教育機関の集積など教育環境の充実、甲子園球場、宝塚大劇場など全国的にも知名度が高い地域資源を有するなど、多彩な魅力をもつ「住みたい街」を有すること。
- ・ 臨海部の阪神工業地帯、国内物流港湾としての「尼崎、西宮、芦屋港」、湾岸エリアの道路ネットワークなど、産業を中心にポテンシャルの高いベイエリアを有すること。
- ・ 大消費地に近接する立地の優位性を生かした都市近郊農業や、甲山森林公園など、複数の県立都市公園を有し、身近で豊かな自然環境があること。

(2) 地域の課題

- ・ 土地利用では、中心市街地の防災性向上や駅周辺の都市機能の更新などによる中心市街地の活性化、工場跡地の土地利用の調整、高齢化・老朽化・空き家の増加などに伴う活力低下を抱えるオールドニュータウンの再生。
- ・ 交通インフラでは、阪神高速神戸線での慢性的な渋滞緩和に向けた対応。
- ・ 防災では、河川や沿岸部での浸水・、山麓などでの土砂災害リスクへの対応。

(3) 目指すべき都市構造

現在の阪神地域は、神戸地域から大阪市にかけて密度の高い市街地が連坦し、東西、南北に複数の鉄道・バスからなる公共交通ネットワークを形成した都市構造となっています。これに対して、将来の都市構造では、阪神地域が県全体の活力を牽引するため、民間投資の積極的な活用などにより都市機能の充実・強化が図られ、公共交通ネットワークを生かし、近接する拠点間での都市機能を確保します。

図に示す通り、鉄道駅周辺などを地域拠点とし、各拠点をつなぐ交通ネットワークを形成します。臨海部は産業拠点とします。

市街地では、利便性の高い駅周辺の高度利用などにより高い人口密度を維持し、居住環境の魅力を高めます。市街地以外では住民主体による集落の機能維持や地域活性化を促進し、地域活力を維持していきます。



(4) 都市づくりの重点テーマ

- ・大規模業務施設や都市型住宅などの投資の誘導による市街地の整備と建築物の耐震化をはじめとした防災・減災対策の強化。



JR西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業



無電柱化整備状況（伊丹市）

- ・民間の取組と連携を図り、土地利用計画や規制を柔軟に見直すことで人の流れを生み出し交流を促進し、大阪湾ベイエリアの活性化。



臨海部の賑わい創出のイメージ



名神湾岸連絡線

- ・生活利便施設や子育て支援施設などの立地誘導、ニュータウンの既存ストックの活用などによる住環境の高質化。



阪神尼崎駅南地区第一種市街地再開発事業



フラワータウン(三田市)

- ・市街地内の公園・緑地などグリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上。



都市計画公園の整備（西宮市）

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

阪神間都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発需要が高いため、引き続き区域区分を定めます。

(2) 区域区分の方針

現市街化調整区域で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入します。一方、現市街化区域で、災害のリスクが高い区域などを市街化調整区域へ編入します。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

- ・住宅地では、鉄道駅周辺の高度利用や都市型住宅、郊外部のゆとりある住宅地を誘導するとともに、既成市街地などの良好な住環境を維持。また、住宅地の魅力を高めるため多様な暮らしや働き方に必要な都市機能の充実。
- ・商業・業務地では、県全体の活力やにぎわいの牽引に向けて、多様な都市機能が集積する利便性の高い主要鉄道駅周辺の都市機能の充実・強化。
- ・工業地では、臨海部の工場集積地や内陸部のインターチェンジ周辺などでは、既存産業の一層の充実や新たな産業の形成。
- ・市街地において、オールドニュータウンの再生や大規模工場跡地などの土地利用転換に特に配慮。
- ・市街化調整区域では、地域の活力の維持に資するまちづくりに向けて、地区計画や特別指定区域の活用など開発許可制度の弾力的運用。

(2) 都市施設に関する方針

- ・交通施設では、基幹道路ネットワークの一層の拡充に向け、名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進するとともに、都市計画道路尼崎宝塚線など南北幹線の整備により安全で円滑な道路交通環境を確保。
- ・公園・緑地では、六甲山系、北摂山系などの都市近郊に残る自然環境や優れた風致を保全。
- ・河川・下水では、猪名川や武庫川などにおいて、洪水などによる浸水被害に対して住民の安全確保に向けた河川整備を計画的に推進。

(3) 市街地整備に関する方針

- ・大規模業務施設や都市型住宅などの民間投資を適切に誘導し、都市の競争力の強化。
- ・既成市街地内においては、公民連携でビジョンを共有し、空地などの暫定利用やリノベーション、道路空間の再構築など多様な手法を組み合わせ、段階的・連鎖的・持続的な市街地の更新と価値向上。

(4) 防災に関する方針

- ・広域防災拠点と地域防災拠点などとの連携や緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を推進するなど防災拠点の整備とネットワークの形成。
- ・建築物の耐震化・不燃化、上下水道などのライフラインの耐震化を推進し、都市の耐震化・不燃化。
- ・総合的な治水対策、優先度の高い箇所から防潮堤の嵩上げなどを推進すること、自然緑地の保全と防災機能の強化、土砂災害特別警戒区域などの災害レッドゾーンにおける市街化の抑制など、水害・土砂災害などに強い地域づくり。

(5) 環境共生に関する方針

- ・脱炭素化の推進として、地域拠点や生活拠点などへの都市機能の集積や居住の誘導、公共交通の利用促進などコンパクトな都市構造を形成。また、自家用車から公共交通や自転車などへの転換や、尼崎、西宮、芦屋港を活用した物流のモーダルシフトを推進。
- ・グリーンインフラの活用として、水辺空間の保全を図り、六甲・北摂山系などの森林や市街地内の緑化空間などと有機的につなげ、多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実。自然・田園が広がる地域では、「農」との健全で調和した計画的な土地利用を誘導。
- ・豊かな自然環境を有する六甲・北摂山系などの森林を保全し、都市における森林資源の活用を推進。

(6) 景観形成に関する方針

- ・黒川地区をはじめとする集落と田園が一体(いったい)となった里山などの恵まれた自然景観を保全。
- ・旧伊丹郷町の城下町などの歴史的まちなみを有する地区、関西学院周辺などの眺望景観を有する地区など、住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の保全・形成。

(7) 地域の活性化に関する方針

- ・阪神間モダニズムに代表(だいひょう)される独自の市民文化、地域資源や日本遺産の構成文化財などを生かした都市型観光(かんこう)を促進。
- ・県立芸術文化センターや宝塚大劇場などの多彩な芸術文化施設により芸術文化を通じた国内外の交流を促進。
- ・都市に近い豊かな自然環境を生かした多様なライフスタイルが実現できるまちづくりを支援。

■ 阪神間都市計画区域区分の見直しについて

資料1『(2) 阪神間都市計画区域区分の見直しについて (45 ページ)』を参照ください。

区域区分

都市計画法第7条に規定される都市計画で、計画書には、市街化区域と市街化調整区域との区分として、その位置を計画図に表示し、市街地規模の根拠となる人口フレームとして市街化区域に配分する人口が示されています。

これは、上記の阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阪神地域都市計画区域マスタープラン）に示す、区域区分の方針や将来の見通しを反映したものとなっています。

兵庫県の基本方針

市街化区域の規模は、目標年次における人口や産業を適切に収容し得る区域としております。

市街化区域に編入する区域は、市町都市計画マスタープラン等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域などとし、また、市街化区域内であっても、計画的な市街地整備の予定がない区域については、市街化調整区域への編入に努めることとされています。

三田市の考え方

これら基本方針に沿って検討した結果、令和6年7月19日および令和6年11月7日の都市計画審議会でもご説明いたしましたとおり、区域区分の変更はありませんでした。

阪神間全体の見直し

将来的な土地利用を見据え、計画的な市街地整備が確実に行われる区域などを市街化区域に編入することとしており、その結果、資料1の59ページの阪神間都市計画区域の変更概要のとおり6箇所に変更が行われます。

その理由として、既成市街地を市街化区域に編入するとともに、市街化の見込みのない地域を市街化調整区域に編入いたします。また、市街化区域と市街化調整区域の境界となっている地形地物の位置の変更に伴い、境界調整により変更するものとなっています。

市町名	番号	地区の名称	変更概要
芦屋市	1	南浜・涼風	市街化区域の境界を調整
宝塚市	2	ふじガ丘	市街化区域に編入
	3	山手台東	市街化区域の境界を調整
川西市	4	山下町	市街化区域に編入
	5	丸山台1丁目A	市街化調整区域に編入
	6	けやき坂3丁目、4丁目	市街化調整区域に編入

■ 阪神間都市計画都市再開発の方針の変更について

資料1『(3) 阪神間都市計画都市再開発の方針の変更について (67 ページ)』を参照ください。

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2及び「都市再開発法」の規定に基づくもので、市街地の健全な発展と秩序ある整備のための事項を定めています。

2 都市再開発の基本方針

市街地開発事業等のほか、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等による、市街地の整備・改善の推進、主要な鉄道駅周辺における低未利用地や生産緑地以外の農地等の利活用の促進等、公共施設の統廃合や、大規模工場の移転等による未利用地については、周辺地域との調和に配慮した適切な土地利用の誘導等としています。

3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

整備課題を抱える既成市街地について、「計画的な再開発が必要な市街地」として位置付け、再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を「別表1 (資料1 p72～81)」に示しております。

重点的に市街地整備を推進すべき地区については、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区の整備」として、整備又は開発の計画の概要を別表2 (資料1 p82～92)に示しております。

三田市の方針

これら基本方針に沿って検討した結果、令和7年1月23日の都市計画審議会でもご説明いたしましたとおり、三田市では、都市計画法が適用される昭和45年以前から市街地が形成されていた三田・三輪地区の既成市街地を計画的な再開発が必要な市街地としており、見直し方針では、市街地再開発事業に取り組んでいる三田駅前Cブロック地区を再開発を促進すべき地区として位置付けています。

参考となりますが、資料1の94ページには、計画的な再開発が必要な市街地の区域(青囲み)の位置図として拡大したものになります。

なお、資料1の95ページには、再開発推進地区の計画図(三田駅前Cブロック地区の区域)を示しています。

■ 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について

資料1『(4) 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について (105 ページ)』を参照ください。

三田市では、該当する地区はございません。

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2及び「大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法」に基づくもので、阪神間都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る事項について定めています。

2 住宅市街地の開発整備の目標

今後の人口減少に伴い、郊外部での新たな住宅市街地の開発の抑制、既存ストックの質の向上による既成市街地の更新によって、京阪神地域での住宅地としての競争力を強化するとしています。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

主要駅周辺では中高層を中心とした土地利用、既成市街地の低未利用地では、都市施設と需要の見極めによる事業の推進、老朽化した団地等では、建替え等により良好な住環境の形成を図るとしている。

4 重点地区

「兵庫県住生活基本計画」(令和4年3月改定)に定める重点供給地域のうち、市街地開発事業等の面的整備事業の実施等により、良好な住宅市街地として計画的に開発整備すべき地区を重点地区に位置付け、当該地区の整備又は開発の計画の概要を別表(資料1 p110~114)に示す。

三田市の方針

三田市では、ニュータウンを代表とする計画的住宅地は、すでに事業完了しておりますので、重点地区としての位置づけはありません。

■ 阪神間都市計画防災街区整備方針の変更について

資料1『(5) 阪神間都市計画防災街区整備方針の変更について (121 ページ)』を参照ください。

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2及び「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づくもので、老朽木造建築物の密集市街地において整備を図るため、整備又は開発の計画の概要を定めております。

2 防災街区整備の方針

防災上課題を持つ密集市街地について、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化、延焼防止及び避難に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図ることとしております。

3 防災再開発推進地区等の整備

住民のまちづくり意識の高まりや合意形成の状況、防災・減災に対する知識の普及や住民の協働・参画の熟度を踏まえて推進する地区・地域を定めています。

三田市の方針

これらの方針に沿って検討した結果、令和7年1月23日の都市計画審議会でもご説明いたしましたとおり、資料1の126ページの別表2では三田市のJR三田駅周辺について、老朽化した木造建築物の密集、生活道路の防災上の危険度を踏まえて、課題地域に位置づけています。

また、参考となりますが、資料1の130ページには、課題地域の位置図として拡大したものを添付しております。

■ 法定縦覧及び意見募集の結果について

これらの都市計画の見直し案について、都市計画法の規定に基づき、令和7年11月25日から12月9日の2週間、県庁及び市役所の窓口にて案の縦覧及び意見書の提出を求めました。

周知には、県による広報と県ホームページでの案概要の掲出、市ではホームページによる案内を行った結果、2件の意見書の提出がありました。また、市の窓口での縦覧者は0名、ホームページの閲覧数は55件でした。

参考 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の変更案の縦覧結果

1 実施概要及び結果

- ① 対象
 - ・ 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（阪神地域都市計画区域マスタープラン）の変更
 - ・ 阪神間都市計画区域区分の変更
 - ・ 阪神間都市計画都市再開発の方針の変更
 - ・ 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
 - ・ 阪神間都市計画防災街区整備方針の変更
- ② 縦覧期間 令和7年11月25日（火）～令和7年12月9日（火）
- ③ 縦覧方法
 - ア 市役所本庁舎5階都市デザイン課（縦覧者数 0人）
 - イ 三田市ホームページより兵庫県ホームページにリンク（閲覧件数55件）
 - ウ 兵庫県及び芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市並びに猪名川町の所管窓口
- ④ 意見の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。
- ⑤ 意見書件数 2件

2 主な意見項目

名神湾岸連絡道路

なお、三田市としては、これらの縦覧結果等を踏まえて、**現時点においては、「兵庫県が決定する都市計画（案）」は、三田市都市計画マスタープランの内容及び都市計画施策の推進にあたり、特に支障はないものと判断しております。**

つきましては、**各委員のご意見を踏まえながら、最終、三田市としての意見を兵庫県に回答させていただきます。**

■ 今後の予定について

今後の予定としましては、審議会委員の皆様から意見書をいただいた後、三田市から兵庫県に意見回答をいたします。

兵庫県では、阪神間都市計画区域内の各市町の意見回答と、縦覧の結果を踏まえて、2月に予定されている兵庫県都市計画審議会に変更案について諮問されます。

その審議会の答申を経て、令和8年3月に都市計画の変更告示を行う予定となっております。

参考 都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る手続きの経緯

	都市計画区域 マスタープラン	区域区分	都市再開発の方針 住宅市街地の開発整備の方針 防災街区整備方針
令和5年11月、12月		見直し基本方針策定	
令和5年12月		見直しについて 市民から意見の募集	
令和6年1月25日		市都市計画審議会（報告事項）	
	素案作成（兵庫県）	市町素案の作成	市町素案の作成 市町関係機関協議
令和6年7月19日	市町関係機関協議 国協議	市町・県民局等関係機関協議	
令和6年11月7日		市都市計画審議会（報告事項）	
令和6年12月2日～ 令和6年12月23日			市町素案閲覧
令和7年1月23日			市都市計画審議会（意見聴取）
令和7年4月			市素案を県へ提出
令和7年4月～6月		県にて 市町案の申出を受けて素案作成	
令和7年6月27日		県にて 素案説明会	
令和7年7月22日		県にて 公聴会	
令和7年9月～11月		県にて 原案作成・国事前協議	
令和7年11月25日～ 令和7年12月9日		県にて 都市計画変更案の法定縦覧及び意見募集	
令和8年1月13日		市都市計画審議会（意見聴取）	
令和8年2月		県都市計画審議会	
令和8年3月頃		県にて 決定告示	

参考

阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直しに係る公聴会における
公述人の意見の要旨及びこれに対する県の考え方

- 1 公聴会の日時及び場所 令和7年7月22日(火)19時～20時 宝塚総合庁舎1階第2会議室
- 2 参加者数 公述人：4人、傍聴者：0人
- 3 意見の要旨及び県の考え方

番号	意見の要旨	県の考え方
1	<p>名神湾岸連絡線事業に反対する。都市計画区域マスタープランに記載すべきでない。</p> <p>(1) 必要性について疑義がある。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、人口減少により、渋滞が減り、トラックドライバーも減り、運ぶ物も減る、この近い将来に名湾は必要ですか。 ・日本のコンテナ取扱量は減少しており、需要が見通せない中、物流の活性化の効果に疑問がある。 ・地元今津では全く降りできず、全く利便性のない通過道路である。 ・船の検討、鉄道の活用、バス等の活用、車に過度に依存しない交通政策が必要である。 ・高速神戸線の車を減らすためにナンバー規制と並行して、新名神高速道路・中国高速道路・高速湾岸線にスムーズに誘導する料金体系を実施すべき。 ・神戸ハーバーハイウェイと高速湾岸線への登録制をなくして、もっと利用し易い料金体系と道路構造を施行すべき。 ・今や荷物を運ぶ新幹線や私鉄もある。阪神地区には3つの鉄道が、東は米原・敦賀・奈良・京都で、西は姫路・網干まで通っている。乗客の少ない時間帯で荷物を運ぶ検討が必要である。 ・阪神電車、阪急電車、JRなどの電車、幹線もある。船やバスなどを利用しても広域との連絡はつく。 ・ハーバーハイウェイと湾岸線の連結の工夫をすればよい。 ・名神と湾岸線と神戸線の3線を結ぶことについてアンケートを取ったことが一度もない。もう一度、アンケートを取るべき。 	<p>都市計画区域マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、都市計画の基本的な方向性を定めるものです。さらに、その将来像等を踏まえた主要な都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を記載しています。</p> <p>一方、道路等の個別の都市計画については、都市計画法に基づく手続を経て決定されます。</p> <p>名神湾岸連絡線は、名神高速道路と阪神高速5号湾岸線をつなぐ自動車専用道路で、阪神高速3号神戸線とも連絡することで3号神戸線や国道43号に集中している交通を5号湾岸線に分散させ、周辺地域の交通渋滞の緩和や交通安全、沿道環境の改善、道路ネットワークの確保、物流ネットワークの強化を図る目的で計画されました。</p> <p>令和3年2月に都市計画決定を行い、事業が進められていることから、引き続き、本事業を都市計画区域マスタープランに記載することとしています。</p>
番号	<p>(2) 地元への説明が不足している。説明会の開催を要求する。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月に開催される予定であった名神湾岸連絡線事業に関する説明会は、突如、延期となった。事業に様々な不安を抱えた地元住民は納得できない。地元説明会の開催を強く要求する。 ・大規模な会場で、地元住民が一同に集まって質問や意見が交わせる形式で、質疑応答時間を十分に取った説明会の開催をお願いする。 ・地元今津地区住民には、関係機関から一切説明がないので、不安を感じている人が多く存在する。 ・県知事から国へ名神湾岸連絡線事業の現時点での進捗状況について地元説明会を開催するよう強く働きかけていただきたい。 ・県知事の意見にある「地元関係者への事業進捗に応じた丁寧な説明」がなされていない。 <p>(3) 工事費は今後もっと増加するおそれがある。また、今後の維持管理等に膨大な費用がかかる。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西伸部は軟弱地盤のため、1,700億円プラスオンされた。名湾も軟弱地盤であることを思うと、1,050億円にいくらプラスしなければならないのか。 ・費用便益の面から鑑みて、別ルートを用意する方が賢明ではないのか。 ・名湾線事業の維持管理と数十年単位の大規模補修に膨大な費用が掛かる。 ・2.7kmに1,050億円のお金を生活道の液状化対策や木造家屋の耐震補強に使うべき。 ・名湾線の事業費1,050億円を介護や路線バスやタクシーの補助等に使えば住みよい社会となり、人口減を止めることができる。 ・人口減で大きなコンクリートの建造物の修理がしにくくなる。 ・湾岸線の西伸部に、とう曲という地形と、軟弱地盤が発見されたこともあって1,700億円を上乗せされた。名湾線でも同じようにして新しいものが出てきたら上乗せしようとしているのか。 	<p>頂いたご意見は、事業者である国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に申し伝えます。</p> <p>頂いたご意見は、設計を進めている事業者(国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社)に申し伝えます。</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
	<p>(4) 素案に記載の名湾線の長さが約2.0kmとある。最新の国土交通省近畿地方整備局のパンフレットは長さ2.7kmのままです。約2.0kmになった経過を公表していない。単なるミスなら、単純なミスをおろそかにするこの素案全体が信用できない。</p>	<p>都市計画区域マスタープラン(素案)には、名神湾岸連絡線の都市計画決定の長さ「約2.0km」を記載しています。</p> <p>なお、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所のパフレットに記載されている「2.7km」は、阪神高速5号湾岸線や名神高速道路との接続箇所を含む工事区間全体の長さです。</p>
	<p>(5) 耐震性について疑義がある。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災で3号神戸線は倒壊し、高架道路の脆さを目の当たりにした私達にとって、「災害時に強いネットワークの確保」と言われても信用できない。 ・ 西宮JCT予定地に亀裂が表れているのに、何の検証もしていない。しているなら公表をしていない。この年の新聞報道でこの地帯に断層の疑いを指摘している。 ・ 名湾線はマグニチュードがいくつまで耐えられるかの説明がない。 ・ 大震災で名湾線は大丈夫でも他の高速道路が不通だったら役に立たない。 ・ 西宮JCTの敷地内に亀裂があると概要書に書かれていたが、準備書には亀裂の跡形がなかった。 	<p>頂いたご意見は、設計を進めている事業者(国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社)に申し伝えます。</p>
番号	意見の要旨	県の考え方
	<p>(6) 工事中、供用後の沿道環境等が悪化する(騒音、暑さ、大気汚染(N02)、振動、工事車両の危険、交通事故の懸念)。また、景観破壊や地下水、井戸水に影響がある可能性がある。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状でもすごい圧迫感があるのに、さらに四方がコンクリートに包囲され、とても人の住む町とは言えない。 ・ 騒音、降下ばいじん等の、日照障害だけでない住環境に対して補償は必須である。 ・ 騒音、大気汚染、地域分断による社会的孤立が待ち受けている。 ・ 工期中、供用後も大気汚染・騒音・振動等の一層の公害に悩まされることになる。 ・ 工期中、児童らが通学路で工事車両の危険にさらされる。 ・ 交通事故が予想されるし、排気ガスや、ばいじんが増える。防音壁を考慮したら30m以上の高さになる。工事中の重大事故の心配もある。 ・ 国道43号線の交通量を減らす最高裁での和解条件に反する。 ・ 環境アセスメントで抜けている地区が3ヶ所あるが説明がない。 ・ 環境アセスメントに入っていない項目がある。 ・ 臨港線と今津東線周辺に大型店舗が増えて渋滞が多いし交通事故も多い。そこに長期間の工事になれば、生活環境悪化と交通事故多発が考えられる。 ・ 今津の西宮IC辺りは二酸化窒素濃度が高く、ぜん息で、今も苦しんでいる方がいる。また、肺がんで亡くなった方もいる。 ・ 工事で出る残土や廃材等の大部分はリサイクルができず、別の場所で焼却したり埋立てたりして、別の場所での環境悪化を招く。 ・ 巨大な高架道路の出現により、環境、景観は破壊され、資産価値が下がる。 ・ 工事が始まれば小学校の新入生が卒業しても工事中になり、今津地区に良い印象を持ち得ない。 ・ 工事で地下水がかれば、災害時に井戸水が使えなくなる。 ・ 井戸にどのような影響が出るのか調査をしていない。 ・ コスト縮減をうたい低周波音対策さえ行われないような安物の道路は困る。 	<p>頂いたご意見は、事業者及び管理者となる国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所、阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に申し伝えます。</p> <p>なお、名神湾岸連絡線は、環境影響評価法及び県の環境影響評価に関する条例の対象事業ではないものの、市街化が相当程度進んだ地域における大規模な高架構造物の建設計画であることから、事業予定者であった国土交通省が、県条例に基づく環境影響評価に準じて調査・予測・評価を実施しています。</p>

番号	意見の要旨	県の考え方
	<p>(7) 近畿地方整備局事業評価監視委員会に不信がある。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿地方整備局事業評価監視委員に住民代表が誰もいない。 ・たくさんある事業に委員自らの調査結果を持ち寄り審議をすれば、たった2時間で済まない。 ・令和6年(2024年)度近畿地方整備局事業評価監視委員会の委員長と、専門委員として阪神高速株式会社の委員が同じでは名湾線の「再評価」に疑問がある。 ・近畿地方整備局事業評価委員会は全く無駄な会議であり委員を代えてやり直しをしてほしい。 	<p>頂いたご意見は、近畿地方整備局事業評価監視委員会を設置している国土交通省近畿地方整備局に申し伝えます。</p>
2	<p>43号沿道に植栽帯をつくっているが、雨が降ると水たまりができ、とても通りにくい。植栽帯の水が流れるように直してほしい。</p>	<p>頂いたご意見は、国道43号の管理者である国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所に申し伝えます。</p>
3	<p>この素案を理解するのに時間がかかるので、昭和・平成・令和という年号に西暦を併用するべきである。</p>	<p>本文の内容が分かりやすくなるよう、適宜、年号と西暦を併記します。</p>

【参考】名神湾岸連絡線の位置図

